



2022年1月14日

各位

会社名 R P A ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役高橋知道
(コード番号：6572 東証第一部)
問合せ先取締役松井哲史
(TEL 03-5157-6388)

株式報酬制度（譲渡制限付株式報酬制度・業績連動型株式報酬制度）の導入に関するお知らせ

当社は、2022年1月14日開催の取締役会において、役員及び執行役員の報酬制度の見直しを行い、株式報酬制度（以下、本制度）の導入を決議し、本制度に関する議案を2022年5月開催予定の第23回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

1. 当社の報酬制度の基本方針

当社は、「知恵とテクノロジーで新しい事業を創造し、個性が輝く楽しい時代に進化する」を企業ミッションと定め、人とロボットが協調して働く社会の実現により、生産労働人口不足の解消や、労働生産性の向上、単純労働からの解放など、日本の社会課題の解決を目指しております。

当社の報酬制度は、前述の企業ミッションの実現を促す制度と位置付けており、取締役と執行役員に中長期的な成長を動機付ける設計とし、個々の取締役、執行役員の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適性な水準とし、株主や従業員をはじめとしたステークホルダーから見て客観性・透明性のあるプロセスとすることを基本方針としております。

2. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役及び執行役員等に、企業価値創造への意識向上及び株主の皆様との利益共有を図ることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、取締役に対し、譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与するものであるため、本制度の導入は、本株主総会において譲渡制限付株式を付与することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2018年5月30日開催の第19回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額120百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）は年額50百万円以内とそれぞれ決議いただいております。

本株主総会においては、上記金銭報酬額とは別枠にて、本制度を新たに導入し、当社の取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

また、本制度の導入について株主の皆様のご承認をいただいた場合、当社の取締役を兼務しない執行役員等に対し、業績連動型株式報酬を当社の取締役会の決議により支給する予定です。

3. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式報酬制度

取締役は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

譲渡制限付株式報酬制度に基づき取締役に対して支給する金銭債権の総額及び当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、年額 24 百万円以内、年 40,000 株以内とし、取締役（監査等委員）については、年額 10 百万円以内、年 15,000 株以内といたします。ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整します。なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲において、具体的な支給時期及び配分とともに、取締役会において決定します。

また、譲渡制限付株式報酬制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）付与株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には、当社が付与株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、取締役が証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

(2) 業績連動型株式報酬制度

業績連動型株式報酬制度は、財務上の重要指標やステークホルダー視点等から設定された業績指標に対して、それぞれの目標値を達成した場合にのみ、当該業績指標に関わる構成比に相当する部分が株式報酬として支給される制度です。そして、執行役員等は、この制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

業績連動型株式報酬制度に基づき執行役員等に対して支給する金銭債権の総額は、年額 110 百万円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年 220,000 株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける執行役員等に特に有利な金額とならない範囲において、具体的な支給時期及び配分とともに、取締役会において決定します。

各執行役員に最終的に付与される株式数は、取締役会において予め定めた交付金額に、業績評価目標の達成度に応じて、支給割合を調整し、取締役会において決定いたします。

以 上